

起業しました!

ビストロ割烹 koda [(株)KODA's table]

代表取締役 小田 厚二 品川区上大崎2-13-26(メイプルトップビルB1階) Tel.03-6450-2555

品川区の「創業支援資金」 利用者の声をお届けします



・創業の動機は何ですか?

18才のときから飲食業界に飛び込みました。そのときから、自分のお店を持つことが夢でした。諸々条件がそろい、このタイミングを逃したら次はないと思い創業しました。和食の基本に忠実でありながら、新しい技法、新しい調理法を取り入れていき、「ビストロ割烹」という新しいコンセプトでやっていきたいと思っています。

・品川区の融資あっせん制度をどこで知りましたか?

最初は自己資金で始めようと思っていたのですが、会社の口座を作る際に、金融機関で品川区の融資あっせん制度があることを教えてもらいました。この制度を使わない手はないと思い利用しました。

・利用されていかがですか?

低金利、相談員のアドバイスなどメリット

はいいくつかありますが、中でも据置期間が1年あることが利用して良かった点です。もともと自己資金で開業する予定でしたが、品川区の融資を利用したことによって、資金繰りの幅が広がりました。開業したては様々な手を打っていかなくてはなりません。この1年間の据置期間中に資金の面で柔軟に動けることは会社にとってプラスだと思います。

・店舗(事業所)のPRをお願いします。

産地直送の野菜、お肉にとてもこだわっています。特に野菜は福島県の玉川村から直接仕入れていて、普段和食には使わない野菜を取り入れたメニューも提供しています。また、地酒にも特化していて、季節のお酒、定番のお酒も各種取り揃えています。さらに利酒師という言わば「日本酒のソムリエ」の資格を持っていますの

で、料理に合ったお酒の提案、お客様の好みにあったお酒の提案をさせていただきます。

・今後の抱負・夢をお聞かせください。

最低でも3年後にはさらに1店舗を増やしたいと思っています。同じような業態ではなく、次のお店は洋食、caféなど違ったコンセプトで出したいと思っています。品川区内に5店舗は増やし、地元密着型のお店を展開していきます。

・その他

産業ニュースをみると一言いただけましたらアルコールを含むドリンクを一杯サービスいたします。ご来店お待ちしております。

お忙しい中、取材にご協力ありがとうございました!

海外展開資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業・中小企業事業では、「海外展開資金」のご融資を通じて、海外展開を図るみなさまのお手伝いをさせていただきます。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

【 海外展開資金の概要等 】

	国民生活事業	中小企業事業
ご利用頂ける方	経済の構造的変化に適応するために海外展開することが経営上必要であり、かつ、本邦内において事業の活動拠点(本社)が存在すること、取引先の海外進出に伴い海外展開すること等、一定の要件に該当する方	同上
融資限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)	7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
ご返済期間	設備資金:15年以内 運転資金:5年以内(特に必要な場合7年以内)	設備資金:15年以内 運転資金:7年以内
利率	「基準利率」 ただし、海外展開事業の利益率や本邦内の雇用の維持等、一定の要件を満たす場合は、「特利B」	「基準利率」 ただし、海外展開事業の利益率や本邦内の雇用の維持等、一定の要件を満たす場合は、2億7,000万円を限度として、「特別利率②」
その他	中小企業事業では、海外展開資金の他、「スタンドバイ・クレジット制度」(注)のお取り扱いもしております。詳しくは、中小企業事業の支店窓口までお問い合わせください (注)お客さま(国内親会社)の海外現地法人等が海外金融機関から現地流通通貨建ての融資を受けるにあたり、公庫が提携する海外金融機関に対して信用状を発行することで、海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援する制度です	
お問い合わせ先	五反田支店 国民生活事業 品川区西五反田1-31-1 3F Tel.03-3490-7321 担当:石倉・関口	大森支店 中小企業事業 大田区大森北1-15-17 Tel.03-5763-3001 担当:中村・神田

日本政策金融公庫

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は
平成25年10月19日から

時間額 869円

に改正されました。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

※一部の業種については別に定める特定(産業別)最低賃金が適用されます。

詳細は、
東京労働局賃金課 TEL03-3512-1614(直通)
又は
最低賃金賃金ワン・ストップ無料相談窓口
最低賃金総合相談支援センター
TEL03-3543-6326 までお問い合わせ下さい。

人も、会社も、もっと元気に!

中退共済

- ◆掛金の一部を国が助成
- ◆掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆外部積立型なので管理が簡単
- ◆パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共 検索

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



太陽光発電システムを設置する際に要する経費の一部を助成します!

☆中小企業者・一般社団法人・賃貸マンション経営者等の方への助成

助成額・上限 3万円/kW(上限15万円)

対象/次のすべてにあてはまる事業者

- 機器設置工事が完了していること
- 電力会社との電力供給契約における電力供給開始日が平成25年4月1日以降であること
- 法人事業税等を滞納していないこと
- 機器を区内の事業所・事務所等に設置していること
- 工事対象物件の所有者または賃借人であること
- ※賃借人の場合は、所有者から工事などの承諾を得ていること
- 過去に、この制度に基づく助成を受けていないこと

助成予定件数 20件(先着順)

申込方法

- 平成26年2月28日(金)までに、環境課で配布する申請書を同課環境管理係(本庁舎6階Tel5742-6949)へ持参又は郵送してください。
- ただし、申し込みが予算枠に到達した時点で、受付を終了します。
- ※申込書は区ホームページからダウンロードもできます。
- ※家庭用(個人用)も助成を行っています。

月400円会費で
大きな特典がいっぱい

品川区勤労者共済会 への加入のお勧め

入会できる方

1. 品川区に事業所があり、従業員300名以下の会社、工場、商店等の事業主と従業員
2. 入会時に年齢が70歳以下の方

入会に必要な費用

1. 入会金1名100円
2. 会費(月額)1名 400円(年4期口座引き落とし)
3. 入会金や会費を事業主が負担した場合には、税法上の損金または、必要経費とすることができます。

●共済金給付事業●

「死亡弔慰金」、「見舞金」、「祝金」があります。詳しくは、お問合せ下さい。

●福利厚生事業●

次の事業・施設等を利用した場合に補助いたします。

- 一宿泊施設
 - ・共済会と契約している旅行社、ホテル等を利用した場合、補助があります。
- 一レジャー施設
 - ・東京ディズニーリゾート、としまえん、東京ドームシティ得10(とくてん)チケット、しながわ水族館、その他レジャー施設等を利用した場合、補助・割引があります。
- 一趣味・娯楽
 - ・読売ジャイアンツのスカイ4シート席、観劇およびコンサートの鑑賞券など

その他、詳しいことは、お問合せ下さい。

品川区勤労者共済会事務局 〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター 4F
TEL 3787-3044 FAX 3787-0520



東京信用保証協会の創業者向け公開講座

創業保証のご利用方法と創業事例の紹介

創業融資保証制度の仕組みや利用にあたってのポイントをわかりやすくお話しします。成功事例から失敗事例まで、創業アシストプラザ職員ならではの体験談も紹介します。奮ってご参加ください。

開催概要

開催場所: 東京信用保証協会 本店大会議室(中央区八重洲2-6-17)
開催日: 平成26年2月12日(水)
開始時間: 18:00~受付開始(18:30~20:30)
講師: 東京信用保証協会 創業アシストプラザ 職員 相澤健介
中小企業診断士。支店保証課等勤務を経て、平成25年4月より創業アシストプラザに配属となる。

対象者: 都内で創業計画中または既に事業を営んでいる方で保証協会利用予定の方
参加費: 無料
募集人数: 25名(申込先着順)※応募締め切り 平成26年2月7日(金)
※但し、定員に達し次第締め切らせていただきます。

お申し込み/お問い合わせ先

東京信用保証協会 経営支援統括課 公開講座係 電話03(3272)2276
※本講座は平成26年1月から2月にかけて開催される、第16期創業スクールのカリキュラムの一部を他の創業希望者の方にも公開して行つたものです。あらかじめご了承ください。

詳しくは当協会のホームページをご覧ください!